

奈良県金属くず営業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五号

奈良県金属くず営業条例の一部を改正する条例

奈良県金属くず営業条例（昭和三十二年四月奈良県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「若しくは外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）」を削り、「届出義務者」の下に「、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）による在留カードを返納しなければならない者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）による特別永住者証明書を返納しなければならない者（第二十条第二項において「届出義務者等」という。）」を加える。

第二十条第二項中「戸籍法又は外国人登録法による届出義務者」を「届出義務者等」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年七月九日から施行する。